



參考資料

「山形県子ども・若者ビジョン」の概要

第1章 策定にあたって

■ 趣 旨

不登校、ひきこもり等社会参加に困難を有する子ども・若者をはじめ、すべての子ども・若者の育成支援を県民が一体となって推進していくための指針について定めるもの。

■ 位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」に規定する青少年の健全な育成 ※「やまがた子育て応援プラン」、「第6次山形県

第2章 現状と課題

1 子ども・若者の現状

- 子ども・若者人口の減少
 - ・45年間で約60万人から30万人へ半減
 - ・若者の県外流出
 - 人口減による地域の担い手不足
- 子ども・若者の意識と行動
 - ・児童生徒の自己肯定感を持つ割合、ボランティア活動の行動率が全国平均以上
 - ・若者の活躍が十分に知られていない
 - さらなる周知や活動の機会が必要

2 社会環境・状況の変化

- 情報化社会の進展
 - ・インターネット、スマートフォンの普及
 - ・有害情報（危険ドラッグ等）の氾濫
 - 健全な成長への負の影響
- 若者の生活・就労環境の変化
 - ・若年者雇用の不安定化
 - ・若者の生活基盤の弱体化
 - 社会的自立の遅れ

3 困難を有する子ども・若者

- 抱える問題が複雑化・深刻化、多様化
 - ・不登校や中退、ニートやひきこもり
 - ・発達障がい、子どもの貧困問題
 - 分野ごとの対応では限界
- 困難を有する若者は全県的に所在
 - ・1,607名。内15～39歳 855名（全体の53%）
 - ・期間は長期化の傾向、5年以上が半数

- ✓ 地域の多様な担い手の育成
- ✓ 就学から就労への円滑な移行
- ✓ 困難を有する若者や家族への支援
- ✓ 制度と制度の狭間や新たな課題への対応

第3章 基本的な考え方

3つの柱と基本方針

I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者と関わりを持ちながら、**よりよい社会を共に創りあげていく力**を身につけることができるよう、**社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援**します。

II 若者が活躍できる環境づくりの推進

若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、**持てる力を十分に発揮**し、地域、職場、家庭において役割と責任が果たせるよう、**若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくり**を推進します。

III 困難を有する子ども・若者や家族への支援

困難を有する子ども・若者とその家族が地域に包摂され、困難な状況にあっても**希望を持って生活**できるよう、**分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力**し、継続的な支援を実施します。

推進のための3つの視点

- ☆子ども・若者の意見や立場を尊重
- ☆一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援
- ☆地域の社会関係資本を積極的に活用

～子ども・若者一人ひとりが夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県をめざして～

定する都道府県子ども・若者計画、「山形県青少年健全育に関する基本計画として位置づける。
教育振興計画(案)」等子ども・若者育成支援の関連計画との連携を図る。

- 期間
平成27年度から31年度までの5年間
- 対象 0歳から40歳未満まで
(主に学童期～青年期に重点)

第4章 支援施策の方向

7つの基本的方向

17の施策の方向

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 子ども・若者の自己形成支援</p> | <p>① 日常生活能力の習得
② 豊かな心と健やかな体の育成、郷土愛の醸成</p> |
| <p>2 子ども・若者の社会形成・社会参加支援</p> | <p>③ 社会的自立に向けた支援と社会参加の推進
④ 社会の変化に対応し社会に貢献できる力の育成</p> |
| <p>3 社会全体で支えるための環境づくり</p> | <p>⑤ 家庭、学校、地域の連携・協働の推進
⑥ 社会環境の健全化の推進</p> |
| <p>4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援</p> | <p>⑦ 若者の活躍を推進する機運の醸成
⑧ 多様な活動の促進、つながる機会の拡大</p> |
| <p>5 若者のライフステージに応じた総合的な支援</p> | <p>⑨ 若者の職業的自立、就労支援
⑩ 結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援</p> |
| <p>6 様々な状況ごとの相談と支援の充実</p> | <p>⑪ ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援
⑫ 障がいのある子ども・若者の支援
⑬ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援
⑭ 子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止
⑮ 外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援</p> |
| <p>7 安心して生活できる体制の構築</p> | <p>⑯ 総合的な相談・支援体制の確立
⑰ 重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築</p> |

子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県

第5章 施策の推進に向けて

- 子ども、若者自身も含めた県民意見の収集と施策への反映
- 教育、保健、医療、福祉、雇用、警察等関係機関、団体、NPO等との連携、協力
- 市町村との連携推進
- 県民理解と協力促進のための広報啓発と情報提供

山形県子ども・若者ビジョンの策定経過

年月日	事項等
平成26年5月30日	第1回山形県青少年健全育成審議会（諮問） 山形県子ども・若者計画（仮）策定に関する検討会設置を決定
6月13日	第1回山形県子ども・若者計画（仮）に関する検討会
7月25日	第2回 同上
8月1日	第3回 同上／第1回現地調査（置賜地域）
8月21日	県議会子ども・若者特別委員会 策定状況について説明
9月4日	各部局意見照会（第1回）
9月12日	第4回山形県子ども・若者計画（仮）に関する検討会 ／第2回現地調査（最上地域）
10月17日	第5回 同上
11月5日	審議会委員意見照会
11月下旬	山形県子ども・若者ビジョン（仮称）に関するアンケート
12月3日	各部局意見照会（第2回）
12月5日	第6回山形県子ども・若者計画（仮）に関する検討会 山形県子ども・若者ビジョン（仮称）素案策定
12月16日	県議会厚生環境常任委員会 策定状況について説明
12月24日	国関係機関・市町村への意見照会 素案に関するパブリックコメントを実施（1カ月間）
平成27年2月4日	第2回山形県青少年健全育成審議会（答申）
3月2日	山形県青少年総合育成本部幹事会（書面）
3月23日	山形県青少年総合育成本部委員会

山形県青少年健全育成審議会委員名簿

(平成27年2月4日現在)

分野	所属等	氏名	摘要
県議会	県議会議員	矢吹 栄 修	
国の関係機関	山形労働局雇用均等室長	宮村 雅 江	
	山形少年鑑別所専門官	内山 博 之	
教育関係団体	県高等学校長会	鈴木 慈	○
	県小学校長会	會田 以久子	
	県PTA連合会長	新関 徳次郎	
	県PTA連合会母親委員長	高橋 裕 美	
青少年育成団体	県青少年育成県民会議常任理事	長岡 好 永	○
	青少年育成アドバイザー協議会	茅野 博	
	県子ども会育成連合会長	山口 四 郎	○
	山形市青少年指導センター少年相談員	大場 ひろみ	
関係業界団体	県書店商業組合	深瀬 勝 照	
	CDビデオレンタル商業組合山形県支部	渡邊 京市朗	
有識者	副会長／大学教授	水野 則 子	○
	大学教授	上山 眞知子	○
	会長／弁護士	細谷 伸 夫	○
	山形新聞社代表取締役社長	寒河江 浩 二	
	県看護協会	菊地 圭 子	
	有識者	熊谷 弘 美	○
	有識者	武田 靖 子	○

〔○：計画策定に関する検討会委員〕

山形県青少年健全育成条例

(昭和54年3月26日山形県条例第13号)

一部抜粋

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条の2 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行われなければならない。

2 青少年の健全な育成は、すべての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。

3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するように努めるものとする。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な

育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条の3 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

(青少年の努力)

第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

(施策の基本)

第6条の5 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

(施策の大綱)

第6条の6 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援

(2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援

(3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援

(4) 家庭における青少年の健全な育成の支援

(5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進

(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な

成長に資する支援

(基本計画の策定)

- 第6条の7 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民運動の推進等)

- 第6条の8 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

- 第6条の9 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(設置)

- 第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(会議)

- 第22条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
 - 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附 則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重

んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に

対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関

が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見

を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣

が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

児童の権利に関する条約（概要）

この条約は、我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、更に、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであって、前文、本文54箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義

児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く（第1条）。

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(イ) 締約国は、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する（第2条）。

(ロ) 児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮される（第3条）。

(ハ) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第4条）。

(ニ) 締約国は、父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する（第5条）。

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第6条）。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第7条）。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係

を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第8条）。

(4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第9条）。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第10条）。

(ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第11条）。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される（第12条）。

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第13条）。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第14条）。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第15条）。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第16条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第17条）。

- (11) 家庭環境における児童の保護
- (イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第18条）。
 - (ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第19条）。
 - (ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）。
 - (ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第21条）。
- (12) 難民の児童に対する保護及び援助
- 締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第22条）。
- (13) 医療及び福祉の分野における児童の権利
- (イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条）。
 - (ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第24条）。
 - (ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第25条）。
 - (ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第26条）。
 - (ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第27条）。
- (14) 教育及び文化の分野における児童の権利
- (イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第28条）。
 - (ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第29条）。
 - (ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第30条）。
 - (ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第31条）。
- (15) 搾取等からの児童の保護
- (イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第32条）。
 - (ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第33条）。
 - (ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第34条）。
 - (ニ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第35条）。
 - (ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第36条）。
- (16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護
- (イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認

められない限り成人とは分離されること等を確保する（第37条）。

(ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第38条）。

(ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第39条）。

(ニ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第40条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第41条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第42条）。

5 委員会の設置等

(1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、

児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第43条）。

(2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第44条）。

(3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる（第45条）。

6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、改正、留保等について規定している（第46条から第54条まで）。

(注) 1989年の第44回国連総会において採択、1990年9月2日発効。193か国が締結（2014年2月現在）。我が国は、1990年9月署名、1994年3月国会の承認を得て、同年4月22日批准。同年5月22日に我が国について発効。また、2000年5月には「児童の権利に関する条約」の目的及び規定を更に達成することを目的とした「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の二つの選択議定書が国連総会において採択され、我が国はそれぞれ2004年8月2日及び2005年1月24日に批准した。